ねんきん相談カフェ

答える人
先生
社会保険労務士

聞く人
美咲(32歳)
会社員(既婚)

産休中の年金保険料免除の改正

2019年4月から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除が始まります。

美咲　以前、産休中の社会保険料の免除の話をお聞きした際、すべての女性が対象でないということでしたよね。

先生　そうです。現在は、会社などに勤めている人のみ、産休中の健康保険料と厚生年金保険料が免除されています。2019年4月から、年金保険料については、すべての女性が対象になりますよ。

美咲　新たに免除の対象となるのは、具体的にどんな人ですか？　夫の扶養に入っている人は、どうでしたっけ？

先生　夫の健康保険の扶養に入っている妻は、もともと健康保険料と国民年金保険料の負担がないので免除制度はありません。新たに免除の対象となるのは、国民年金の第1号被保険者です。

美咲　第1号って、自営の方でしたよね？

先生　そうです。第1号は自ら国民年金保険料を払う義務はありますが、今回の改正により、産前産後期間は免除になります。

美咲　免除期間は、年金にどう影響しますか？　第1号の免除期間の年金は、受け取る額が少なくなると聞いたことがありますが……。

先生　従来の第1号の免除期間は、保険料が免除になった分だけ老齢年金が少なくなります。新たな産前産後の免除期間については、その分の保険料を払ったものとして計算されます。

産休期間中の保険料負担

国民年金に加入する人は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の3つに分かれています。今回の改定で、新たに産休中の国民年金保険料が免除となるのは、第1号被保険者です。

2019年3月までの対象者

- 会社などに勤める人の健康保険料と厚生年金保険料は免除(国民年金の第2号被保険者)
- 夫の健康保険の扶養に入っている妻は、もともと保険料負担がない(国民年金の第3号被保険者)

2019年4月から新たに加わる対象者

- 自営業者や、夫の健康保険の扶養に入っていない妻(国民年金の第1号被保険者)の産休中の国民年金保険料が免除になる。

「産休」とは

出産日の前後の休業期間を「産休」といいます。会社などに勤めている場合は、出産前後の母体保護の観点から、労働基準法により就業が制限されています。

公的年金の種類と年金額の関係

国民年金第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者、失業中の人、学生、勤務先で厚生年金に加入していないパート、アルバイトなど

年金額との関係

自ら国民年金保険料を納付し、納付した分は老齢年金に反映される。

国民年金第2号被保険者

原則として65歳未満の厚生年金加入者
※厚生年金の加入上限は70歳未満

年金額との関係

給与・賞与額に応じた厚生年金保険料が給与・賞与から天引きされ(会社も同額負担)、老齢年金に反映される。

国民年金第3号被保険者

20歳以上60歳未満で、第2号被保険者に扶養されている配偶者
(第3号の届け出が必要)

年金額との関係

自ら国民年金保険料を納付する必要はなく、厚生年金制度全体で負担した保険料が老齢年金に反映される。

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除

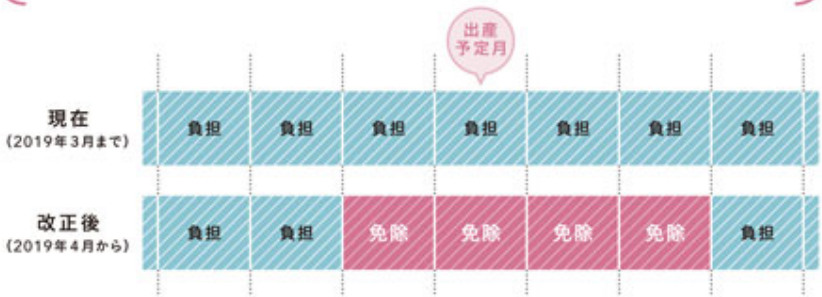

具体的な免除期間など

◆**免除期間**
出産予定日の前月から4カ月間（月単位で数える）

◆**免除期間の年金額への反映**
産前産後の免除期間は、保険料を払ったものとして老齢基礎年金が計算される。
※第1号被保険者のその他の免除（全額・4分の3・半額・4分の1）は、免除分の老齢基礎年金が少なくなる。

◆**免除の所得要件**
産前産後期間の免除は、所得要件はない。
※第1号被保険者のその他の免除（全額・4分の3・半額・4分の1）は、前年度の所得によって判断される。

◆**免除の手続き(詳細は未定)**
市区町村へ出産予定日がわかるもの（母子健康手帳など）を添えて届け出。先に保険料を納付してしまった場合は、手続きにより還付される。

横山 玲子
社会保険労務士
よこやま・れいこ
横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント　@mayokor

MEMO　産休期間の免除分の保険料は誰が負担？

厚生年金加入者(第2号被保険者)と扶養されている妻(第3号被保険者)の免除された保険料は、厚生年金制度全体で負担しています。第1号被保険者の産前産後期間の免除された保険料は、第1号被保険者全体で負担することになり、これにより、国民年金保険料が月額100円程度引き上げられます。

©この記事は2017年1月25日現在の内容です。